

仙台市土地利用審査会条例

昭和六三年一月二〇日
仙台市条例第一二五号

(趣旨)

第一条 この条例は、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第四十四条及び第三十九条第十項の規定に基づき、仙台市土地利用審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第二条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第四条 会長は、審査会の会議を招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。